

行政情報・市からのお知らせ

くらし

給付金の申請受付は6月14日(金)まで  
無年金外国籍高齢者等福祉給付金

■対象 大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた市内在住者で、次のいずれかにあてはまる人  
①昭和57年(1982年)1月1日現在、国内で外国人登録法による居住地登録をしていた  
②昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録法による居住地登録をし、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができない  
③日本人で、長期間海外に在住し、昭和36年(1961年)4月1日以降に帰国し、年金受給資格期間を制度上満たすことができない  
※次の人は対象外。公的年金等(年額712,000円以上)の受給者/芦屋市重度障害者等特別給付金の受給者/生活保護の受給者/本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超える人  
■支給月額 33,308円  
■問い合わせ 市民課管理係 ☎38-2030

■児童手当所得制限限度額  
(平成30年中の所得で判定)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

■支給日 6月14日(2月~5月分)/10月15日(6月~9月分)/2月14日(10月~1月分)  
※登録口座へ振り込みます。

【児童手当を受給中の人へ】  
6月上旬に、現況届を送付します。未提出の場合、6月分以降の手当を受給できません。必ず提出してください。※所得制限限度額以上の人も、提出が必要です。

芦屋市 児童手当 検索



■問い合わせ 子育て推進課 ☎38-2117

■申し込み 6月14日~28日(平日・執務時間内)に生涯学習課(市役所北館4階)へ※提出書類は下記窓口で配布。市ホームページでもダウンロード可。

芦屋市 社会教育関係団体 検索



■問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

まちづくり

地震から命を守る家づくりを支援します  
住宅耐震化工事等に対する助成制度

■対象 昭和56年5月31日以前に着工した住宅

対象		助成
耐震改修 計画策定	一戸建て	策定費の9/10 (上限27万円)
	共同	策定費の9/10 (上限16万円/戸)
耐震改修 工事	一戸建て	150万円(対象工事費 300万円以上の場合)
	共同	対象工事費の3/4 (上限60万円/戸)
建替工事	一戸建て	100万円
防災ベッド設置	一戸建て	10万円
耐震アドバイ ザー派遣	共同	3万円 ※5回まで
危険ブロック塀 など撤去工事	一戸建て 共同 ※賃貸住宅 は除く	工事費の2/3 (上限20万円)

【簡易耐震診断(無料)】

■対象 昭和56年5月31日以前に着工した住宅  
※平成12~14年度に「わが家の耐震診断推進事業」で診断を受けた人は対象外

芦屋市 耐震診断 改修 検索



■問い合わせ 建築指導課 ☎38-2114/FAX38-2164

健康・福祉・子育て

中学生までの児童が対象  
児童手当・特例給付の支給

子どもが生まれたとき、転入したとき、転出するとき、窓口または郵送にてお手続きください。  
■対象児童 0歳~中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の日本国内に居住している児童  
※国外留学中の児童は対象になる場合があります。  
■支給対象 児童を養育している父母等  
※次のいずれかに当てはまる人は子育て推進課に問い合わせください。  
◆離婚協議中等で受給者変更を希望するとき  
◆児童が児童養護施設等に入所するとき  
◆公務員に就職したとき、退職したとき  
■支給金額

【所得制限限度額未満】

年齢		月額
3歳未満		15,000円
3歳~ 小学生	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

【所得制限限度額以上】

児童1人につき月額5,000円

教育・文化・スポーツ

市内で社会教育活動をしている団体へ  
社会教育関係団体の新規登録受付

市民や地域社会のために自発的に学習・スポーツ等の社会教育活動を行う団体の登録を受け付けます。  
※登録には審査あり

■登録要件

- 次のすべてに当てはまる団体
- ①過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動
  - ②希望者はいつでもその団体の活動に参加できる
  - ③構成人員が10人以上で、市内在住・在勤・在学者が6割以上
  - ④主な活動の場・事務所が市内にある
  - ⑤代表者が市内に在住・在勤・在学
  - ⑥会則(あるいは規約)がある
  - ⑦代表者・役員が、その団体の活動で対価を得ない
  - ⑧活動のための自己財源があり、適正に運営している
- ※上記以外の要件は市ホームページをご覧ください。

■登録期間

令和元年10月1日~令和3年9月30日

■登録後の支援内容

- ◆団体の主催するイベント情報を広報掲示板等で告知できる。
- ◆特定の社会教育施設等の使用料の一部減免。

第66回 歯と口の健康週間 6月4日(火)~10日(月)

**歯の健康フェスタ**

日時 6月9日(日) 午前10時~午後2時

場所 ラポルテ本館3階  
ラポルテホール

内容

- 歯の無料健診と相談
- だ液緩衝能テスト
- ポスター展
- フッ化物洗口(芦屋市在住の小学生対象 先着300名)
- プラーク(歯垢)の観察
- 歯みがき指導
- 歯科医師体験(小学生対象 先着80名)
- バルーンアート

一般社団法人 芦屋市歯科医師会 芦屋市光町4-29  
【電話】23-6471 【FAX】23-4466

複合型有料老人ホーム  
**Les 芦屋**  
~ Small luxury care home ~

〒659-0072 芦屋市川西町14-1  
TEL:0797-34-1000

介護付有料老人ホーム 39室  
グループホーム 18室  
地域密着型特別養護老人ホーム 29室

**見学会** 要予約 ※前日までに申込みください。  
6/8(土)、16(日) 時間/10:30~11:30

運営会社/社会福祉法人 千種会 ■類型/介護付き有料老人ホーム ■居宅の権利形態/賃貸 ■利用料の支払い方式/一時金及び月額方式 ■入居時の要件/要介護認定を受けられた方 ■介護保険の種類/公的介護保険 ■居室区分/個室(1室のみ2人部屋あり) ■介護に係る職員体制/21 ■土地の権利形態/法人所有 ■介護保険事業所番号/2871001463